鳥取県公報

平成 22 年３月 31 日（水）
号外第４４号

毎週火・金曜日発行

目　　　次

◇　人委規則　人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（６）（任用課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（７）（給与課）・・・・・・・・・3
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（８）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・6
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（９）（〃）・・・・・・・・・・・15
職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（10）（〃）・・・・・・・・・18

人事委員会規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　曽　我　紀　厚

鳥取県人事委員会規則第６号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（職員） 第２条　人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、主幹、副主幹、主事及び機械技師とする。	（職員） 第２条　人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、副主幹、主事及び機械技師とする。

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　曽　　我　　紀　　厚

鳥取県人事委員会規則第７号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（教育職給料表）	（教育職給料表）
第２条　教育職給料表(１)は、次に掲げる職員に対して適用する。	第２条　教育職給料表(１)は、次に掲げる職員に対して適用する。
(１)～(４)　略	(１)～(４)　略
(５)　子ども発達支援課の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）	(５)　子ども発達支援室の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）
(６)～(10)　略	(６)～(10)　略
(11)　教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（特別支援学校の高等部の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事	(11)　教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事
(12)～(14)　略	(12)～(14)　略
	(15)　妻木晩田遺跡事務所の調査整備係長及び文化財主事
(15)　略	(16)　略

(16)　略	(17)　略
(17)　むきばんだ史跡公園の調査整備係長及び文化財主事	
２　略	２　略
３　教育職給料表(２)は、次に掲げる職員に対して適用する。	３　教育職給料表(２)は、次に掲げる職員に対して適用する。
(１)～(５)　略	(１)～(５)　略
(６)　子ども発達支援課の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）	(６)　子ども発達支援室の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）
(７)～(11)　略	(７)～(11)　略
(12)　教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（特別支援学校の高等部の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事	(12)　教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事
(13)～(16)　略	(13)～(16)　略
	(17)　妻木晩田遺跡事務所の調査整備係長及び文化財主事
(17)　略	(18)　略
(18)　略	(19)　略
(19)　むきばんだ史跡公園の調査整備係長及び文化財主事	
４　略	４　略
（研究職給料表）	（研究職給料表）
第３条　研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。	第３条　研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。
(１)～(６)　略	(１)～(６)　略
(７)　衛生環境研究所の所長、次長、室長、チーム長、研究主任、特別研究員及び研究員	(７)　衛生環境研究所の所長、次長、室長、研究主任、特別研究員及び研究員
(８)～(10)　略	(８)～(10)　略
（医療職給料表）	（医療職給料表）
第４条　医療職給料表(１)は、次に掲げる職員に対して適用する。	第４条　医療職給料表(１)は、次に掲げる職員に対して適用する。

（１）及び（２）　略 （３）　総合療育センターの院長、副院長、室長、部長、医長、副医師及び医師 （４）～（７）　略 ２　医療職給料表（２）は、次に掲げる職員に対して適用する。 （１）　総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。）、感染症・疾病対策室長(人事委員会が定めるものに限る。）、医薬係長、感染症・疾病対策係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士 （２）～（４）　略 （５）　鳥取療育園の企画外来係長、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 （６）　中部療育園の理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 （７）　略 （８）　略 ３　略 （海事職給料表） 第５条　海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。 （１）　船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士 （２）　略	（１）及び（２）　略 （３）　総合療育センターの院長、副院長、部長、医長、副医師及び医師 （４）～（７）　略 ２　医療職給料表（２）は、次に掲げる職員に対して適用する。 （１）　総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。）、医薬係長、感染症・疾病対策係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士 （２）～（４）　略 （５）　鳥取療育園又は中部療育園の理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 （６）　略 （７）　略 ３　略 （海事職給料表） 第５条　海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。 （１）　船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士 （２）　略

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　曽　我　紀　厚

鳥取県人事委員会規則第８号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第２条、第３条関係）	別表第１（第２条、第３条関係）

改正後

組織		職	区分
知事の事務部局	本庁	統轄監 部長（農業大学校及び農林総合研究所企画総務部の部長を除く。） 防災監（人事委員会が承認したものに限る。） 文化観光局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察監（人事委員会が承認したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。）	１種

改正前

組織		職	区分
知事の事務部局	本庁	部長（農業大学校及び農林総合研究所企画総務部の部長を除く。） 防災監（人事委員会が承認したものに限る。） 文化観光局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察監（人事委員会が承認したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。）	１種

			東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監					理事監	
			防災監 次長（行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。） 防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長 関西本部の本部長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局職	２種				防災監 次長（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 総室長（政策企画総室、子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。） 防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。） 県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局自	２種

			員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。）					治研修所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）	
			衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）					衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）	
			農業大学校の校長（人事委員会が承認したものに限る。）					農業大学校の校長（人事委員会が承認したものに限る。）	
			農林総合研究所の所長					農林総合研究所の所長	
			農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）					農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）	
			農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）					農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）	
			農林総合研究所畜産試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）					農林総合研究所畜産試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）	
			行政監察監					行政監察監	
								建設事業評価室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	
			会計管理者					会計管理者	
			参事監					参事監	
			医療政策監					医療政策監	
			課長（衛生環境研究所及び農業大学校の課長を除く。）	３種				課長（衛生環境研究所及び農業大学校の課長を除く。）	３種
			防災局の副局長					防災局の副局長	
			防災局防災チームのチーム長					防災局防災チームのチーム長	

			防災局危機管理チームのチーム長						防災局危機管理チームのチーム長		
			防災局消防チームのチーム長						防災局消防チームのチーム長		
									政策法務室の室長		
									県民室の室長		
			副本部長								
			名古屋本部の本部長								
									行財政改革局人事・評価室の室長		
									行財政改革局給与室の室長		
									行財政改革局業務効率化室の室長		
									行財政改革局財源確保室の室長		
			行財政改革局職員人材開発センターの所長及び次長						行財政改革局自治研修所の所長及び次長		
									行財政改革局福利厚生室の室長		
									政策企画総室の総室長		
									地域づくり支援局移住定住促進室の室長		
									地域づくり支援局中山間地域振興室の室長		
			文化観光局の副局長						文化観光局の副局長		
									子ども発達支援室の室長		
			子育て支援総室の総室長						子育て支援総室の総室長		
			衛生環境研究所の所長及び次長						衛生環境研究所の所長及び次長		
			砂丘事務所の所長						砂丘事務所の所長		

			くらしの安心局消費生活センターの所長					くらしの安心局消費生活センターの所長	
			商工政策室の室長					政策室の室長	
								市場開拓局市場開拓室の室長	
								市場開拓局食のみやこ推進室の室長	
			農業大学校の校長、次長及び部長					農業大学校の校長、次長及び部長	
			森林・林業総室の総室長					森林・林業総室の総室長	
			農林総合研究所企画総務部の部長					農林総合研究所企画総務部の部長	
			農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長						
			農林総合研究所農業試験場の場長					農林総合研究所農業試験場の場長	
			農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長					農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長	
			農林総合研究所畜産試験場の場長					農林総合研究所畜産試験場の場長	
			農林総合研究所中小家畜試験場の場長					農林総合研究所中小家畜試験場の場長	
			農林総合研究所林業試験場の場長					農林総合研究所林業試験場の場長	
								公益法人・団体指導室の室長	
								建設事業評価室の室長	
			総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）					総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）	

			室長（管理職手当に係る区分が３種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除き、子育て支援総室家庭福祉室の室長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。） チーム長（管理職手当に係る区分が３種の職を占める職員、関西本部観光・情報発信チームのチーム長及び関西本部販路開拓チームのチーム長を除く。） 企画調整幹 民工芸振興官	４種				室長（管理職手当に係る区分が２種及び３種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） チーム長（管理職手当に係る区分が３種の職を占める職員及び政策企画総室次世代改革チームのチーム長を除き、子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。） 企画調整幹 民工芸振興官	４種
			略					略	
地方機関	総合事務所		略		地方機関	総合事務所		略	
			局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 山陰道推進室の室長	３種				局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 山陰道推進室の室長	３種

	基盤整備室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 企画県民室の室長 商工観光チームのチーム長 医療指導監	
	室長（管理職手当に係る区分が３種の職を占める職員を除く。） 農商工連携チームのチーム長（人事委員会が承認したものに限る。）	４種
	略	
略		
消防学校	校長 副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	３種

	基盤整備室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備室の室長 企画県民室の室長 商工観光チームのチーム長 医療指導監	
	室長（管理職手当に係る区分が３種の職を占める職員を除く。）	４種
	略	
略		
消防学校	校長 副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	３種
東京本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	１種
	本部長	２種
	副本部長	３種
関西本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	１種
	本部長	２種
	副本部長	３種
	企業立地・産業チームのチーム長	４種
名古屋本部	本部長（人事委員会が承認した	２種

		略		
		男女共同参画センター	所長	３種
		略		
		倉吉総合看護専門学校	副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	３種
			部長（人事委員会が承認したものに限る。）	４種
		略		
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	略		
		地方機関　教育局	略	
			局長	３種
	教育機関	略		
		埋蔵文化財センター	略	
			発掘事業室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	４種
		むきばんだ史跡公園	所長	３種
		略		
略				
警察	警察本部		部長 総括参事官 地域統括参事官 警衛統括参事官 参事官	２種
			課長 監査官 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官	３種

			ものに限る。）	
			本部長	３種
		略		
		男女共同参画センター	所長 事務局長	３種
		略		
		倉吉総合看護専門学校	副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	３種
		略		
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	略		
		地方機関　教育局	略	
			局長	３種
		地方機関　妻木晩田遺跡事務所	所長	３種
	教育機関	略		
		埋蔵文化財センター	略	
			発掘事業室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	４種
		略		
略				
警察	警察本部		部長 総括参事官 地域統括参事官 参事官	２種
			課長 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官	３種

首席師範 検視官 管理官（人事委員会が承認したものに限る。）	首席師範 検視官 管理官（人事委員会が承認したものに限る。）
略	略
略	略
略	略

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　曽　我　紀　厚

鳥取県人事委員会規則第９号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
機関	職員	機関	職員
議会の事務局	局長　次長　課長　室長　参事　課長補佐　主幹（庶務又は法制に関する事務を行う主幹に限る。）　副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）	議会の事務局	局長　次長　課長　参事　課長補佐　主幹（庶務又は法制に関する事務を行う主幹に限る。）　副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）
知事の事務部局　本庁	統轄監　部長（農業大学校の部長を除く。）　理事監　防災監　本部長　次長　参事監　医療政策監　局長　筆頭総室長　総室長　場長　所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。）　行政監察監　課長（農業大学校の課長を除く。）　室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（技術普及室の室長を除く。）を除く。）　副局長　副本部長　校長　企画調整幹　民工芸振興官　チーム長（関西本部観光・情報発信チーム及び販路開拓チーム並びに衛生環境研究所のチーム長を除く。）　参事　秘書　医長　課長補佐　室長補佐　筆頭主幹　主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事企画課及	知事の事務部局　本庁	部長（農業大学校の部長を除く。）　理事監　防災監　次長　参事監　医療政策監　局長　総室長　場長　所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。）　行政監察監　課長（農業大学校の課長を除く。）　室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）　副局長　校長　企画調整幹　民工芸振興官　チーム長　参事　秘書　医長　課長補佐　室長補佐　筆頭主幹　主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。）　総括主計員　主計員　企画員　主任監察員　副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室並びに業務効率化室の

				び業務効率推進課改革推進担当の主幹に限る。）　総括主計員　主計員　企画員　主任監察員　副主幹（総務課庁舎管理担当、人事企画課、福利厚生課及び業務効率推進課改革推進担当の副主幹に限る。）　監察員　主事（人事企画課の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）
			総合事務所	所長　局長　副局長　課長　室長（心と女性の相談室及び感染症・疾病対策室の室長を除く。）　チーム長　参事　医療指導監　館長　課長補佐　主幹（庶務に関する事務を行う主幹に限る。）
			略	
			消防学校	校長　副校長
			略	
			男女共同参画センター	所長　次長
			略	
			倉吉総合看護専門学校	校長　副校長　教務部長　次長
			略	
			高等技術専門校	校長　主幹（庶務に関する事務を行う主幹に限る。）
			略	
会計管理者				会計管理者　局長　課長　室長　課長補佐　主幹（会計指導課資金運用・国費担当の主幹に限る。）
教育委員会の事	教育委員会事務	略		
		地方機関	教育局	局長　次長　学事係長　学事係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）

				改革推進担当及び集中化企画担当の副主幹に限る。）　監察員　主事（人事・評価室及び給与室の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）
			総合事務所	所長　局長　副局長　課長　室長（心と女性の相談室の室長を除く。）　チーム長　医療指導監　館長　課長補佐　主幹（庶務に関する事務を行う主幹に限る。）
			略	
			消防学校	校長　副校長
			東京本部	本部長　副本部長
			関西本部	本部長　副本部長　チーム長（企業立地・産業チームのチーム長に限る。）
			名古屋本部	本部長
			略	
			男女共同参画センター	所長　事務局長　次長
			略	
			倉吉総合看護専門学校	校長　副校長　次長
			略	
			高等技術専門校	校長　総務課長
			略	
会計管理者				会計管理者　局長　課長　室長　課長補佐　主幹（審査出納課の主幹に限る。）　副主幹（審査出納課の副主幹に限る。）
教育委員会の事	教育委員会事務	略		
		地方機関	教育局	所長　次長　学事係長　学事係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）
			妻木晩田遺跡事務所	所長

務	局		
部局等	教育機関	教育センター	所長　次長　課長
		図書館	館長　副館長　総務課長
		博物館	館長　副館長　課長
		略	
		埋蔵文化財センター	所長　次長
		むきばんだ史跡公園	所長　次長
		略	
略			

備考　略

務	局		
部局等	教育機関	教育センター	所長　次長　総務課長
		図書館	館長　副館長
		博物館	館長　副館長　総務課長
		略	
		埋蔵文化財センター	所長
		略	
略			

備考　略

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　曽　　我　　紀　　厚

鳥取県人事委員会規則第10号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　正　後

別表第１　行政職給料表級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
知事の事務部局　本庁　統轄監　総務課							課長		
防災局						副局長		副局長	
総務部　財政課							課長		
関西本部				観光・情報発信チームのチーム長 販路開拓チームのチーム長	観光・情報発信チームのチーム長 販路開拓チームのチーム長				
名古屋本部						本部長	本部長		
行政財政改革局　人事企画課							課長		
職員人材開発センター						次長			
企画部　企画課							課長		
略									
福祉保健部　略									
子育て支援総室				家庭福祉室の室長	家庭福祉室の室長	総室長 家庭福祉室の室長			
略									
農林水産部　略									
農業大学校			准教授	課長	課長	次長 部長			
略									
農林総合研究所						部長	所長		
略									
本庁共通（前各項に職が掲げら	主事 秘書	主事 秘書	係長 秘書	課長補佐	課長補佐	課長 室長	副局長 所長	次長 防災監	統轄監 部長

改　正　前

別表第１　行政職給料表級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
知事の事務部局　本庁　防災局						副局長		副局長	
総務部　総務課							課長		
県民室						室長	室長		
財政課							課長		
行政財政改革局　人事・評価室							室長		
自治研修所						次長			
企画部　政策企画総室				次世代改革チームのチーム長	次世代改革チームのチーム長		総室長		
略									
福祉保健部　略									
子育て支援総室				母子・児童養護チームのチーム長	母子・児童養護チームのチーム長	総室長 母子・児童養護チームのチーム長			
略									
農林水産部　略									
農業大学校				課長	課長	次長 部長			
略									
農林総合研究所				室長	室長	部長	所長		
略									
本庁共通（前各項に職が掲げら	主事 秘書	主事 秘書	係長 秘書	課長補佐	課長補佐	課長 室長	副局長 所長	次長 防災監	部長

れている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師	機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師	主計員 企画員 広報企画員 副主幹 教務主任 監察員 理学療法主任 栄養主任 歯科衛生主任 農業専門技術員 林業専門技術員 講師	室長補佐 秘書 総括主計員 主計員 税務主幹 主任監察員 教授 教務主幹 企画員 広報企画員 専技主幹 用地主幹 検査主幹 筆頭主幹 主幹	室長補佐 秘書 総括主計員 主計員 税務主幹 主任監察員 教授 教務主幹 企画員 広報企画員 専技主幹 用地主幹 検査主幹 筆頭主幹 主幹	所長 副本部長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 校長 院長 参事 主任教授 総括検査専門員 検査専門員	校長 院長 参事監	局長 筆頭総室長 総室長 行政監察監 会計管理者 本部長 理事監	防災監 行政監察監 会計管理者 本部長
地方機関 総合事務所 各総合事務所 県民局 東部県民局				農商工連携チームのチーム長	農商工連携チーム長のチーム長	農商工連携チームのチーム長			
中部県民局				農商工連携チームのチーム長	農商工連携チーム長のチーム長	農商工連携チームのチーム長			
西部県民局				農商工連携チームのチーム長	農商工連携チーム長のチーム長	農商工連携チームのチーム長			
日野県民局				庶務会計チームのチーム長	庶務会計チームのチーム長				
略									
略									
略									
消防学校		教官	教官	副校長	副校長	校長 副校長			
略									
男女共同参画センター				次長	次長	所長			
略									
喜多原学園			部長 寮長 副寮長	次長	次長	園長			
略									
高等技術専門校						校長			
略									
略									
教育委員会 教育委員会 略									
教育委員会 教育委員会 地方機関 教育局				次長	次長		局長	局長	

れている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師	機械技師 電気技師 薬剤師 衛生技師 理学療法士 保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 講師	主計員 企画員 広報企画員 副主幹 教務主任 監察員 理学療法主任 栄養主任 歯科衛生主任 農業専門技術員 林業専門技術員 助教授 講師	室長補佐 秘書 総括主計員 主計員 税務主幹 主任監察員 教授 教務主幹 企画員 広報企画員 専技主幹 用地主幹 検査主幹 筆頭主幹 主幹	室長補佐 秘書 総括主計員 主計員 税務主幹 主任監察員 教授 教務主幹 企画員 広報企画員 専技主幹 用地主幹 検査主幹 筆頭主幹 主幹	所長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 校長 院長 参事 主任教授 総括検査専門員 検査専門員	校長 院長 参事監	局長 総室長 行政監察監 会計管理者 理事監	防災監 行政監察監 会計管理者
地方機関 総合事務所 各総合事務所 県民局									
日野県民局				庶務会計チームのチーム長	庶務会計チームのチーム長				
略									
略									
略									
消防学校		教官	教官	副校長	副校長	校長 副校長			
東京本部						副本部長		本部長	本部長
関西本部				観光・情報発信チームのチーム長 販路開拓チームのチーム長	観光・情報発信チームのチーム長 販路開拓チームのチーム長	企業立地・産業チームのチーム長 副本部長		本部長	本部長
名古屋本部						本部長	本部長		
略									
男女共同参画センター				次長	次長	所長 事務局長			
略									
喜多原学園			部長 寮長	次長	次長	園長			
略									
高等技術専門校				課長	課長	校長			
略									
略									
教育委員会 教育委員会 略									
教育委員会 教育委員会 地方機関 教育局				次長	次長		局長	局長	
妻木晩田遺跡事務所						所長			

			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
事務局及び教育機関	事務局										
	教育機関	略									
		埋蔵文化財センター				室長 次長	室長 次長	所長 室長			
		むきばんだ史跡公園				次長	次長	所長			
		略									
	略										
略											
警察	警察本部	略									
		共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	運転免許試験員 保健師 航空整備士	運転免許試験員 保健師 航空整備士		次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課長 監査官 室長 センター長 管理官			
	略										
略											

備考　略

別表第２　公安職給料表級別職務分類表（第２条関係）

組織 ＼ 職務の級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
警察	警察本部	略									
		共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 分隊長 師範	次席 副隊長 指導官 通信指令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	次席 副隊長 指導官 通信指令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	課長 監査官 企画官 監察官 所長 隊長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 検視官 管理官	参事官	部長 総括参事官 地域統括参事官 警衛統括参事官
	略										

備考　略

別表第３　教育職給料表(１)級別職務分類表（第２条関係）

組織 ＼ 職務の級			1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略					
		埋蔵文化財センター		係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹	
		むきばんだ史跡公園		係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長	
	略						
略							
知事の事務部局	略						
	地方機関	略					
		倉吉総合看護専門学校		副校長 部長 教務主幹 教務主任 講師		副校長 部長	

別表第４　教育職給料表(２)級別職務分類表（第２条関係）

組織 ＼ 職務の級				1級	2級	特2級	3級	4級
略								
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略						
		埋蔵文化財センター			係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹	
		むきばんだ史跡公園			係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長	
	教育委員会事務局	略						
		地方機関	教育局		係長 指導主事 管理主事	係長 指導主事 管理主事	係長	

			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
事務局及び教育機関	事務局										
	教育機関	略									
		埋蔵文化財センター				室長 次長	室長 次長	所長 室長			
		略									
	略										
略											
警察	警察本部	略									
		共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	運転免許試験員 保健師 航空整備士	運転免許試験員 保健師 航空整備士		次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課長 室長 センター長 管理官			
	略										
略											

備考　略

別表第２　公安職給料表級別職務分類表（第２条関係）

組織 ＼ 職務の級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
警察	警察本部	略									
		共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	隊員	隊員	分隊長 隊員	小隊長 分隊長 師範	次席 副隊長 指導官 通信指令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	次席 副隊長 指導官 通信指令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	課長 企画官 監察官 所長 隊長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 検視官 管理官	参事官	部長 総括参事官 地域統括参事官
	略										

備考　略

別表第３　教育職給料表(１)級別職務分類表（第２条関係）

組織 ＼ 職務の級			1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略					
		埋蔵文化財センター		係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹	
	略						
略							
知事の事務部局	略						
	地方機関	略					
		倉吉総合看護専門学校		副校長 部長 教務主幹 教務主任 講師		副校長	

別表第４　教育職給料表(２)級別職務分類表（第２条関係）

組織 ＼ 職務の級				1級	2級	特2級	3級	4級
略								
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略						
		埋蔵文化財センター			係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹	
	教育委員会事務局	略						
		地方機関	教育局		係長 指導主事 管理主事	係長 指導主事 管理主事	係長	
			妻木晩田遺跡事務所		係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長	

略

別表第５　研究職給料表級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級		1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	衛生環境研究所			チーム長	所長	所長
	略					
略						

備考　略

別表第６　医療職給料表(１)級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級			1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	地方機関	略				
		総合療育センター		部長 副院長 室長	院長 副院長 室長 部長	
		略				
	略					

別表第７　医療職給料表(２)級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	総合事務所	西部総合事務所					室長		
		日野総合事務所					課長	課長	
		略							
	略								

備考　略

別表第９　海事職給料表級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長 漁業取締専門員	船長 機関長	
略					

略

別表第５　研究職給料表級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級		1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	衛生環境研究所				所長	所長
	略					
略						

備考　略

別表第６　医療職給料表(１)級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級			1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	地方機関	略				
		総合療育センター		部長 副院長	院長 副院長 部長	
		略				
	略					

別表第７　医療職給料表(２)級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	総合事務所	日野総合事務所					課長	課長	
		略							
	略								

備考　略

別表第９　海事職給料表級別職務分類表（第２条関係）

組織＼職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長	
略					

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。